

利用者の請求する権利

直接損害と間接損害

本会への相談で「利用者からかかった全ての費用（損害）を請求すると言われている」と聞くことがあります。受傷しなければかからなかったという費用も含めて、全てを払わなければいけないと思う施術者が意外と多いようです。

施術事故による損害は、受傷に起因して生じた損害（直接損害）と派生的に生じた損害（間接損害）に分けられます。直接損害は利用者に請求する権利がありますが、間接損害の多くはその権利がありません。例えば、施術直後に立てなくなり救急車で病院へ搬送された利用者が、施術が原因で急性腰痛症を発症したと診断された事例では、入院の治療費は直接損害となり、利用者に請求する権利があります。損害には同じ項目でも次のように判断の分かれるものがあるので、注意が必要です。

●交通費

【直接損害】利用者が通院のために要した交通費

【間接損害】入院中に家族が病院へ介助に行くために要した交通費

●休業損害

【直接損害】利用者が休業したことにより減少した利用者本人の収入

【間接損害】利用者が休業したことにより減少した勤務先店舗の売上

間接損害の多くは保険金支払の対象ではありません。利用者から保険金で支払われないなら、施術者（店舗）が個人的に負担して払って欲しいとの要求を受けたとしても応じる必要はありません。

○直接損害の事実確認

直接損害と判断される場合でも無条件に支払義務が生じるものばかりではありません。直接損害と判断されることが多い項目の一つに予定していた旅行のキャンセル代があります。この場合、支払うためには客観的な理由として認められた上で、旅行を手配したこととキャンセル代を支払ったことが確認でき、キャンセル代の領収書の原本提出を受けることが条件となります。

また、利用者の中には治療費の領収書は確定申告の医療費控除で使うため原本は渡せない、主張される方もいらっしゃいます。本来、医療費控除は本人または家族が負担した医療費が対象ですので、治療費を施術者（店舗）に請求するのであれば、医療費控除の対象にはできません。領収書は金額を負担した者が所有するべきであり、請求はするが領収書は渡さないという主張は認められません。

原本を別の目的に用いることで、損害が補填される二重請求が疑われるので、本会では直接損害であっても領収書原本を受け取れないものについては、お支払いできないものと認識しています。

利用者へ説明や話をするタイミングが難しいことがあります。本会では状況に応じたアドバイスを行っておりますのでお困りの際はぜひご相談ください。



ONE POINT
 利用者が代理人（弁護士）をたてた場合は間接損害の請求を受けることはほぼありません。
 このことから間接損害は請求する権利がない損害と認識できます。

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル/クレーム対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など
 ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者

会員種別

正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に

安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者

会員種別

正会員B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください】



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

© JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます©

TEL: 03 (5289) 8171

FAX: 03 (5289) 8173

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX 受付: 24時間年中無休

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-1